

勝央町元気なまち生活

応援券

〈取扱店募集要項〉



〈発行元〉

勝央町

令和7年1月21日

1 応援券の概要

- (1) 目的 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民生活を支援し、消費を下支えすること
- (2) 名称 勝央町元気なまち生活応援券
- (3) 発行者 勝央町
- (4) 対象者 基準日(令和7年1月31日)時点で住民基本台帳に記録されている町民又は令和7年2月1日から令和7年6月30日までに出生届が受理され、同日までに勝央町の住民基本台帳に記録された町民
- (5) 支給額 対象者一人当たり5,000円(500円券×10枚)
- (6) 有効期間 **令和7年4月1日(火)から令和7年6月30日(月)**
- (7) 券の種類 下記**2種類**の券で構成されています。

種類	内容	金額
① 中小店限定	大型店 ^{※1} を除く全ての取扱店	2,500円 (500円券×5枚)
② 全店共通	全ての取扱店	2,500円 (500円券×5枚)

※1 大型店とは、取扱店のうち町外に本社を有するスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターをさします。

- (8) 配布方法 令和7年3月初旬から世帯主宛てに書留方式で送付します。
- (9) 取扱店 町内に店舗・事業所等を有する事業者

2 応援券の取扱いにあたっての注意事項

※(1)、(2)以外は令和5年度に実施した勝央町元気なまち復活応援券(第4弾)と同様です。

- (1) 応援券は、町が作成する取扱店登録一覧表のうち、中小店(大型店を除く取扱店)は、「全店共通」「中小店限定」の2種類の券種が利用可能です。(一人当たり最大5,000円利用可能)
- 大型店は、「全店共通」のみ利用可能です。(一人当たり最大2,500円利用可能)
- (2) 応援券の利用対象とならないもの
- 換金性の高い商品(有価証券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、収入印紙、プリペイドカード等)
 - 土地購入、家屋購入、家賃・地代、駐車料等の不動産にかかる支払い
 - 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - 国、地方公共団体等への公共料金の支払い(税金、電気・ガス・水道料金等)
 - 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入品等への支払い
 - 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (3) 応援券と現金の交換は禁止です。
- (4) 応援券額面以下の利用の場合にあってもお釣りはお渡ししないください。
- (5) 有効期間を過ぎた応援券は受取らないください。
- (6) 応援券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造に対して、発行者は責を負いません。
- (7) 取扱店以外では使用できません。
- (8) 応援券に番号がないものは使用できません。

3 換金手続き

- (1) 換金申請場所は、**勝央町役場産業建設部（午前9時～午後5時）**です。
- (2) 取扱店は、消費者より受け取った使用済み応援券裏面の取扱店欄に貴店名を押印、又は記入してください。
- (3) 取扱店は、町が指定する換金申請書及び(2)の使用済み応援券を換金申請場所に持参してください。**※換金時間短縮のために、受け取った応援券は、一枚ずつ冊子からはがし、券種別に分けてからご持参いただきますようご協力お願いいたします。**
- (4) 換金額を取扱店登録申請書の指定口座に振込みます。換金手数料は無料です。
- (5) 換金申請受付日は、**令和7年4月9日（水）から令和7年7月23日（水）までの原則毎週水曜日**とします。

※原則翌週水曜日に指定口座へ入金します。祝日により入金日に変更になる場合があります。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

4. デザインについて

■ 応援券（見本）

【中小店限定券】 500 円券× 5 枚／冊

【全店共通券】500 円券× 5 枚／冊



※下記デザインの応援券は利用期間が終了しています。
 利用及び換金はできません。絶対に受け取らないようご注意ください。

